

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年11月21日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1942号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（規則第 6－1934号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 （略） （改正条例附則第 9 項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）	1 （略） （改正条例附則第 9 項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）
2 <u>この項から附則第 4 項まで</u> において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 <u>この項及び次項</u> において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
3 （略）	3 （略）
4 <u>その他改正条例附則第 7 項及び第 8 項又は前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が委員会と協議して定める職員に対しては、改正条例附則第 7 項及び第 8 項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。